

相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の概要について

1 条例制定に至る背景

人権は、誰もが生まれながらに持つ権利であり、日本国憲法では、基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」としています。人権は、国家を始めとした公権力により侵害されてはならないことはもちろんのこと、私人間においても相互に尊重し合う必要があります。

このような中、国際人権規約を始めとした人権に関連する諸条約の締結及び人権に関連する法令の整備が進み、本市においても、平成14年に相模原市人権施策推進指針(以下「指針」という。)を策定し、これまで人権尊重を基調とした市政を推進してきました。

しかしながら、本市においては、平成28年に神奈川県立津久井やまゆり園で多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件が起き、この事件が決して風化することがないよう、本市としては、改めてあらゆる人の生命と尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が求められています。

また、社会においては、不当な差別又は虐待等の人権問題は、依然として存在し、さらには、インターネットを利用した人権侵害等、新たな人権問題も発生しています。

本市では、こうしたことに対応し、人権尊重のまちづくりをより一層推進するため、平成31年1月に指針を改定しました。

これを受け、改定した指針に掲げる基本理念「一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現」を達成するため、人権施策の推進に取り組んでいますが、この取組に、より実効性を持たせ、人権尊重のまちづくりを推進するため、条例を制定するものです。

2 条例(案)の構成

I 前文		
II 総則		
1 目的	2 定義	3 基本理念
4 表現の自由等への配慮	5 市の責務	
6 市民等及び事業者の責務	7 推進指針	
8 人権教育及び人権啓発	9 相談及び支援体制の充実	
10 多様な主体と連携した取組	11 調査及び情報の収集	
III 不当な差別的取扱いの解決に向けた取組の推進		
12 不当な差別的取扱いの禁止	13 申立て	

1 4	助言及びあっせん	1 5	あっせんに関する勧告
1 6	意見の聴取		
1 7	助言及びあっせん並びに勧告の状況の公表		
1 8	差別事案に係る調査		
IV 不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進			
1 9	本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る公の施設の利用の承認等の基準等		
2 0	本邦外出身者に対する不当な差別的言動等に係る拡散防止措置		
2 1	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止		
2 2	勧告	2 3	命令
		2 4	公表
2 5	人権委員会による調査	2 6	報告
2 7	報告及び質問		
V 声明			
2 8	声明		
VI 人権委員会			
2 9	設置	3 0	組織
		3 1	委員
3 2	臨時委員	3 3	守秘義務
		3 4	規則への委任
VII 雑則			
3 5	委任		
VIII 附則			
3 6	施行期日	3 7	経過措置
3 8	人権委員会の任期の特例	3 9	検討

3 今後のスケジュール

- 令和5年12月1日から パブリックコメント(意見募集)の実施
令和6年 1月9日まで
- 2月 市議会3月定例会議に条例(案)を提出
- 4月 条例の施行(次の規定以外)
- IV(19を除く。)及びVの規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行
- III(12を除く。)及び19の規定 公布の日から起算して1年1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行